

事 務 連 絡
令和元年 5 月 2 1 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

障害児通所支援の提供における安全管理の徹底について（通知）

平素より、東京都の障害児・者施策の推進にご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児 2 名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、事務連絡「児童発達支援の提供における安全管理の徹底について」が発出されました。

都内の各障害児通所支援事業所におかれましては、障害児通所支援の提供にあたり、上記、国通知の内容及び下記事項について十分ご留意の上、障害児通所支援の提供における安全管理の徹底に努めていただくとともに、事故等が発生した場合には、速やかに都及び事業所所在区市町村への報告をお願いいたします。

記

1 事故発生時の対応について

指定障害児通所支援事業者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下、「基準省令」という。）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 139 号。以下、「条例」という。）等に基づき事業所運営を行っているところですが、事故発生時の対応については、特に以下の法令の規定について、遵守するようお願いします。

(1) 基準省令第 5 2 条（事故発生時の対応）

指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（基準省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14、第79条の規定により準用する場合を含む。）

(2) 条例第50条（事故発生時の対応）

指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。（条例第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9、第83条の規定により準用する場合を含む。）

2 その他

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においては、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、施設外も含めた支援の提供中の事故等の防止に向けた安全対策について一層の取組をお願いいたします。

<参考>

○児童発達支援ガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai-hokenfukushibu/0000171670.pdf>

○放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihofen-fukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>

○施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（東京都通知）

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=067-027>

以上

担当

東京都福祉保健局障害者施策推進部

施設サービス支援課児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374

事 務 連 絡
令和元年 5 月 10 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等での保育における安全管理の徹底について

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児 2 名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

当該事故において、現時点では保育所の対応に問題のある点は確認されておりませんが、保育中の事故防止及び安全対策については、保育所保育指針（平成29年厚生労働大臣告示第117号。以下「指針」という。）及びその解説においてお示ししているところであり（別紙参照）、保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認を含め、改めてその取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いただきますようお願いいたします。

併せて、指針及びその解説でお示ししているとおり（別紙参照）、保育所外での活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要な活動であり、移動も含め安全に十分配慮しつつ、引き続き積極的に活用いただきますようお願いいたします。

○ 保育所保育指針解説（平成 30 年 3 月 厚生労働省編）（抄）

第 2 章 保育の内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項

（3）家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

（解説）

子どもの発達を支えるためには、保育所と家庭及び地域社会における生活経験が、それぞれに実感を伴い充実したものとなることはもちろん、相互に密接に結び付くことが重要である。

保育所での遊びや活動の中で子どもたちが味わった様々な実体験が、家庭や地域での生活に生かされるとともに、家庭や地域社会において子どもが身近な環境に触れそれぞれ経験したことが、保育所での生活に生かされていくことが大切である。こうしたことにより子どもは、身の回りの事物に対する興味、関心を広げ、周囲の人々との関わりをより豊かなものにしながら、友達との関わりを深めていく。

したがって、保育所保育に当たっては、家庭や地域社会を含めた子どもの生活全体を視野に入れながら、子どもの抱いている興味や関心、置かれている状況などに即して、必要な経験とそれにふさわしい環境の構成を考えることが求められる。

そのためには、保育士等自身が地域における一人の生活者としての視点や感覚をもちながら毎日の生活を営む中で、家庭や地域社会と日常的に十分な連携をとり、一人一人の子どもの生活全体について互いに理解を深めることが不可欠となる。

また、都市化や核家族化などが進む中で、日常生活において、地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流したり、社会の様々な文化や伝統に触れたりする直接的な体験が不足しがちとなっている子どもも多い。

保育所ではこれらのことを十分に踏まえて、保育所内外において子どもが豊かな体験を得る機会を積極的に設けることが必要である。その際、特に保育所外での活動においては、移動も含め安全に十分配慮することはもちろんのこと、子どもの発達やその時々状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験ができるよう指導計画に基づいて実施することが重要となる。

様々な地域の資源から協力を得るためには、保育士等が日頃から身近な地域社会の実情を把握しておくと同時に、地域から保育所の存在やその役割が認知され、子どもや保育について理解や親しみをもって見守られていることが前提となる。

地域社会との積極的な交流や保育に関する情報の発信など、地域と密な連携を図りながら、子どもの生活がより充実したものとなるよう取り組むことが求められる。

第3章 健康及び安全

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

(解説)

事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。

日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録し、その結果に基づいて問題のある箇所を改善し、全職員と情報を共有しておく。

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。

また、保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもの確実に観察することが重要である。

重大事故の発生防止のため、あと一步で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。

さらに、子どもが家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図るとともに、交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むことも重要である。

事 務 連 絡
令和元年5月10日

都道府県
各 指定都市 障害児支援担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童発達支援の提供における安全管理の徹底について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課の連名により、保育中の事故防止及び安全対策について、保育所保育指針（平成29年厚生労働大臣告示第117号）に示す取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いただくよう、事務連絡「保育所等での保育における安全管理の徹底について」を発出致しております（別添参考）。

児童発達支援事業所における児童発達支援の提供に当たっても、「児童発達支援ガイドライン」（別紙）に基づき、施設外も含めた支援の提供中の事故等の防止に向けた安全対策について、引き続き徹底を図っていただきますよう、管内市町村及び児童発達支援事業所へ周知をお願いいたします。

○ 児童発達支援ガイドライン（平成 29 年 7 月 24 日障害保健福祉部長通知）（抄）

第 5 章 児童発達支援の提供体制

4 衛生管理、安全対策

（4）安全確保

- 職員は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまう子ども等もいるため、子どもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行う必要である。

- 設置者・管理者は、発生した事故事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有することが必要である。

参考：児童発達支援ガイドライン 全文（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>